

水道局 告示番号	水道局告示名	公布年月日
水道局告示 第 3 7 号	さいたま市水道部収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示	令和5年3月27日

さいたま市水道局告示第 37 号

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定（平成 13 年さいたま市水道部告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
収納取扱金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲	収納取扱金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
みずほ信託銀行株式会社	[略]	[略]	[略]	みずほ信託銀行株式会社	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。